

<資料 1>

平成28年11月29日
定例記者会見資料

就学支援に関して市独自の新たな支援策を実施します

～高等学校等修学支援事業の創設及び就学援助費の入学前支給の実施～

高校生がいる世帯への経済的支援として授業料を助成する国の「就学支援金制度」や、東京都の「授業料軽減助成金」、「奨学給付金制度」が創設され、国や都の支援が拡充されてきていることを踏まえ、これまでの武蔵野市奨学金を再編し、高等学校などへの就学に際し、経済的な理由により困難とならないよう教育を受ける機会の更なる拡充を目的に、就学支援に関する新たな支援策を実施します。

補正額 794万2千円

○高等学校等入学準備金制度

高校入学前には、学用品の購入など入学の準備に多額の費用がかかるため、進路決定後、入学前に支給を行う制度を創設する。(国や都の制度は高校入学後に支給)

- ①給付額 : 6万円
- ②対象者 : 就学援助費の支給要件を満たしている中学3年生で進学先の決定した者
- ③支給時期 : 2月末以降

○高等学校等修学給付金制度(平成29年度予算に計上予定)

授業料以外の教育費に充てる奨学給付金の対象者が、生活保護世帯・非課税世帯となっており、それ以外を対象者に新年度の所得が確定され次第速やかに支援を行う制度を創設する。

- ①給付額 : 5万円(年1回)
- ②対象者 : 就学援助費の所得基準(4人家族年収約500万円以下)を満たしている高校生等がいる世帯
- ③支給時期 : 6月末(予定)

○就学援助費(入学準備金)の入学前支給

就学援助費のうち、「新入学児童生徒学用品費(入学準備金)」は現在入学後の8月支給であるが、入学前に支給することにより保護者の負担を軽減する。

平成28年度は、来年度中学1年生となる現小学校6年生の保護者を対象に実施し、平成29年度予算編成により、平成30年度小学校入学予定者より実施する。

- 現在の武蔵野市奨学金は廃止するが、現在奨学金を受給している家庭については、高校卒業まで支給を継続する。